

## 平成27年度 第1回利益相反マネジメント委員会 議事要旨

1. 日 時 平成27年9月7日(月) 9:30～10:15
2. 場 所 大学本部棟2階 第二会議室
3. 出 席 屋宏典委員長(副学長)、小島浩孝副委員長(副学長・理事)、玉城理委員(産学官連携推進機構)、波平恒男委員(法文学部)、高良倉成委員(教育学部)、金谷文則委員(医学部)、和田浩二委員(農学部)、古川雅英委員(理学部)、千住智信委員(工学部)、大濱善秀委員(総合企画戦略部長)、三浦新委員(総務部長)、久保田光昭委員(法務研究科)  
欠 席 植田真一郎委員(医学研究科)  
陪 席 當銘秋枝(地域連携推進課長代理)、玉城守(人事課長代理)、知念芳和(医学部総務課総務第一係長)、奥間奈美(医学部総務課事務補佐員)、石川典子(地域連携推進課事務補佐員)

### 4. 確認事項

審議に先立ち、配布資料の確認が行われ、屋委員長より前回委員会の議事要旨について確認があり、議事に対して意見・訂正等があれば、後ほど地域連携推進課へ連絡するよう発言があった。

### 5. 報告事項

#### (1) 平成27年度 利益相反定期自己申告の提出状況について

今年度の定期申告の提出状況について、當銘地域連携推進課長代理より資料(報告1)に基づき次のとおり説明があった。

今年度の対象者は1069名、提出数は1068名、提出率は99.9%となった。昨年と同じ状況で、工学部の教員1名が未提出であった。

このことについて以下のような発言があった。

いま財務部では、予算傾斜配分を検討しているところで、来年度より各学部を増額措置や減額措置を反映させる方向である。大学として取り組むべき調査等への取組みが不十分な学部は減額の対象となり、その一つに「利益相反にかかる定期自己申告の提出」も含まれる。来年度より、利益相反定期自己申告書を提出しない方は減額対象の可能性がある。

#### (2) 平成27年度 臨床研究に係る利益相反マネジメントの実施状況について

臨床研究に係る利益相反マネジメントの実施状況について、知念係長より資料(報告2)に基づき、次のとおり報告があった。

臨床研究の申請について、研究課題数 212 件に対して 812 件の自己申告があり、すべて可であった。治験においては研究課題数 4 件に対して自己申告が 20 件あり、すべて可であった。ヒトゲノム・遺伝子解析研究については 17 件の研究課題数で 85 件の自己申告数があり、すべて可であった。疫学研究では 48 件の研究課題数で 145 件の自己申告数があり、すべて可であった。

## 6. 審議事項

### (1) 平成 27 年度 利益相反定期自己申告に対する利益相反マネジメントワーキンググループの調査報告について

今年度の定期自己申告の審査について、玉城委員より資料（議題 1）に基づき次のとおり説明があった。

今年度は、1068 名の自己申告があり、その中で「平成 26 年度及び 27 年度中に産学連携活動等を行った又は行う予定がある」と回答した方は 395 名。そのうち「利益相反マネジメントの対象事項及び基準」に該当したのは 16 名であった。

続いて、玉城委員より基準該当者 16 名について個別に説明があり、そのうち 2 名については、ワーキンググループの審議結果として「要確認」としたため、委員会で確認・検討していただきたい旨提案があった。

まず、ワーキンググループで問題とされなかった 16 名中 14 名についてヒアリングの必要があるかどうか審議を行い、その結果、ヒアリングは必要ない旨確認がなされた。その後「要確認」の 2 名について審議した結果、下記の A についてはヒアリングを行い、B については特に問題なしということでした承された。

A 理由：大学発ベンチャーの 90 株を新役員へ譲った際の利益について。

→未公開株は社会的に問題となる場合があるので関係を確認するため、ヒアリングをし、状況を把握する必要がある。

B 理由：大学発ベンチャーの取得株式が大きいことについて。（1550 株、保有比率 37.08%）

→大学としては大学発ベンチャーを支援する方向である。

→会社自体大きくないので株の保有比率が高くなることはありうる。

→利益相反定期自己申告書を提出し、兼業届が学長へ提出されていれば外から見て透明性があると考えられる。A・Bとも透明性が確保されている状況。

→大学としてはベンチャー推奨の考えがあるので、ベンチャー立ち上げに関する株について、保有比率の上限は設けなくて今後、未公開株の売買が出てくれば、本委員会で関係を確認していく。

Aのヒアリング結果について、ワーキンググループで問題ないと判断されればメール回覧し、必要があれば、委員会を再度開くこととする。

また審査に関連して、次の確認がなされた。

・基準該当者16名のうち兼業予定や受託・共同研究の予定、寄附金の予定がある5名については、マネジメントの対象となるため、各学部担当者へ連絡し、兼業等の確認がなされた時点で利益相反担当まで報告するよう依頼する。

以 上